



平成26年度「那須町生きがいサロン」 設置・運営事業者を公募します

高齢者の生きがい支援の一環として、ふれあいの場の推進を行う観点から、地域の人材を活用し、高齢者が気軽に集える継続的な地域交流の場（生きがいサロン）を設置し、運営する事業者を公募します。

なお、設置・運営事業者に決定した団体には、予算の範囲内で補助金を交付します。

- ▼募集数 2団体
- ▼応募事業者
- 地区社会福祉協議会
- その他町長が認める団体
- ▼応募計画（次のいずれかの事業を行うもの）
- 生きがいと健康づくり

- 閉じこもり防止
- 趣味、スポーツおよびレクリエーション

- その他町長が認めるもの
- ▼補助金の額・期間
- 運営費補助
- 月3万円以内（3年以内）

- 設備改修費補助
- 10万円以内（初年度のみ）

- ▼応募期間
- 2月3日（月）～3月7日（金）
- ▼応募方法
- 応募申請書に事業計画等の必要書類を添付し、保健福祉課まで提出してください。

- ※詳しくはお問い合わせください。
- ▼問合せ
- 保健福祉課福祉係

☎ 6917

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料の納付方法として「2年前納（口座振替）」が始まります

平成26年4月末の口座振替分から、割引額より大きな「2年前納」がご利用いただけるようになります。

- ▼2年前納（口座振替）のメリット
- 2年間で14,000円程度の割引になります。

- 2年前納分の全額がその年の社会

保険料控除の対象になります。

- 口座振替を利用することにより、納め忘れを防ぐことができます。

- ▼申込み
- 毎年2月末まで
- ※1年前納（年3,780円割引）も同様です。

- ▼問合せ
- 大田原年金事務所

☎ 0287-22-6313

住宅等放射線量低減化支援制度について

町では国の認める低線量除染メニューを補完するため、町民の方が個人住宅の敷地において表土除去、天地返しおよび汚染されていない土等による被覆を行う場合、その除染作業の費用の一部について、支援金を交付しています。

なお、国の補助を受けて実施している低線量除染メニューは、個人負担はありませんが、この支援金は、無料でできるものではありませんのでご注意ください。

また、現在、支援金の申請をされている方は、3月中旬に工事を終了し、実績報告書を町に提出する必要がありますので確認をお願いします。

- ▼支援金の額
- 除染費用額の10分の8（限度額20万円）ただし、18歳以下の子どもがいる世帯は10分の10（限度額20万円）
- ※詳細は、お問い合わせください。
- ▼問合せ
- 環境課放射能対策室

☎ 6940

税法上の障害者控除認定について

次に該当する方は、町が交付する「障害者控除対象者認定申請書」を提出することにより、障害者控除を受けることができます。

税の申告に必要な方は、申請してください。

- ▼対象者
- 65歳以上で要介護認定を受けている方のうち、「障害者等であること」の認定基準に該当する方（要支援1・2の方は除きます。）
- ▼申請者
- 本人または本人を扶養申告する方

- ▼申請期間
- 2月5日（木）～3月17日

- 日付
- ▼交付手数料
- 無料

- ▼必要書類
- 介護保険被保険者証・印鑑・本人以外が申請する場合は身分を証明するもの（運転免許証等）

※基準があるため、要介護認定を受けている方が必ずしも対象になるとは限りません。

※身体障害者手帳をお持ちの方は、手帳により税の申告を行ってください。

- ▼申請・問合せ
- 保健福祉課介護保険係

☎ 6910